

仕 様 書

1. 件名 ALLYピンバッジの製造請負

2. 総則

この仕様書は、市川市（以下、発注者）正規職員等に配布するALLYピンバッジの製造請負について、請負業者（以下、受注者）が遵守すべき必要事項を定めることを目的とする。

3. 製品仕様

(1) 購入品目 ALLYピンバッジ 6,000個（蝶タック式・OPP封入）

(2) 規格等

【ALLYピンバッジ】

形 状：キャラクターを切り抜いた形状（次頁のとおり）

着 色：オフセット印刷

カ ラ ー：提供するデータのとおりの色とする。

メ ッ キ：ニッケル

表面加工：印刷をした面に透明のエポキシ樹脂を盛り、コーティングすること。

厚 み：この形状で所要の強度を保つことができる最小の厚みとする。

【包装(OPP)】

包装単位：ALLYピンバッジ1個ずつの個別包装とする。

材 質：オリエンテッドポリプロピレン

封の方法：上部テープ貼付

大 き さ：テープ貼付後の大ききで、短辺が3cm以上、長辺が6cm以下とする。

(3) 納入時の状態

- 1) 台紙は封入しない。
- 2) ALLYピンバッジを包装(OPP)に入れ、テープ貼付にて封をすること。
- 3) 封をしたALLYピンバッジはダンボール箱にまとめて入れること。
- 4) 納入の際のダンボール箱は複数でも可とする。
- 5) 納入する製品については、傷、汚れ、その他外観を損ねるものであってはならない。

(4) 納入条件

- 1) 納入期限 令和4年12月5日(月)
- 2) 納入場所(担当課) 多様性社会推進課(市川市市川1丁目24番2号)

(5) 見本品提出、検査及び保証

- 1) 事前に見本を提出し、担当職員の承諾を得たのち、製造に入ることとする。
- 2) 納入に際しては、担当課の検査に合格しなければならない。
- 3) 納入した日から1か月以内に、ピンバッジに不都合箇所が発生した場合は、発注者の申し出があった日から1か月以内に無償で取替え又は修繕するものとする。ただし、不都合箇所の発生が受注者の責によるものでない場合はこの限りではない。
- 4) 3)の「不都合」とは、ピンバッジとしての性能を保持できない状態や、変形・変色により外観を損なう状態を指す。



4. その他

- (1) 発注者が、受注者の業務履行状況を不相当と認めた場合は、その理由を明示し、業務の改善を受注者に求めることができる。
- (2) 受注者は、業務の履行に伴って事故が発生した場合は、速やかに発注者に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。
- (3) 受注者は、本業務の履行に当たり、発注者または第三者に損害を及ぼした場合は、発注者の責に起因する場合を除いて、その賠償の責を負わねばならない。
- (4) 業務の履行に際し、受注者は市川市個人情報保護条例を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

- (5) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (6) 暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、製造請負契約書（「製造請負契約約款」を含む。）に定めるとおりとする。
- (8) 本仕様書記載内容に疑義が生じた場合は、発注者及び受注者双方で協議の上、その対応を定めるものとする。